報告第16号～第20号

令和７年９月１日

専決処分の報告について

健全化判断比率の報告について

資金不足比率の報告について

鈴　鹿　市

報　告　目　次

報告第 16 号　専決処分の報告について …… 1
報告第 17 号　専決処分の報告について …… 5
報告第 18 号　専決処分の報告について …… 9
報告第 19 号　健全化判断比率の報告について …… 13
報告第 20 号　資金不足比率の報告について …… 15

報告第１６号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年８月１２日

鈴鹿市長　末　松　則　子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

１　損害賠償の額

３，０３６円

２　和解の相手方

鈴鹿市

個人

３　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和７年５月１０日、甲斐町地内の市道甲斐３６１号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪を損傷したもの

報告第１７号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専　決　処　分　書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年８月１３日

鈴鹿市長　末　松　則　子

1　被告となるべき者

（1）[redacted]

（2）[redacted]

（3）[redacted]

2　請求の趣旨

（1）　被告[redacted]は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。

（2）　被告らは、原告に対し、連帯して金１３２，６００円及び令和７年７月９日から第１号の建物明渡済みまで１か月金８１，４００円の割合による金員を支払え。

（3）　訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び第２号につき仮執行宣言を求める。

3　物件目録

[redacted]

4　訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町１番１５号　ＰＣＯ四日市駅前５階

杉岡法律事務所

弁護士　杉岡　治

報告第１８号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年８月１９日

鈴鹿市長　末　松　則　子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

１　損害賠償の額

１０１，０００円

２　和解の相手方

鈴鹿市外

個人

３　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和７年６月２４日、大久保町地内の市道大久保７６号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両のフロントバンパー、ラジエーター等を損傷したもの

報告第１９号

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	２．２	―
（　１１．４２　）	（　１６．４２　）	（　２５．０　）	（　３５０．０　）

備考

1　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「―」を記載

2　鈴鹿市の早期健全化基準を括弧内に記載

（財政健全化審査意見書　別冊）

報告第２０号

資金不足比率の報告について

資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備　　考
鈴鹿市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成１９年政令第３９７号。以下「令」という。）第１７条第１号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（公共下水道事業）	—	令第１７条第１号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（農業集落排水事業）	—	令第１７条第１号の規定により事業の規模を算定

備考　資金不足額がない場合は、「—」を記載

（経営健全化審査意見書　別冊）